

ひまわり



弁護士記章

ひまわりとはかりを图案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
82号・83号合併号

H I M A W A R I



熊本県弁護士会



震災時における法律問題と弁護士役割

弁護士 松本 卓也

3月11日の東日本大震災発生から、約8か月が経過しました。

震災発生以降、いわゆる二重ローン問題や原発事故を原因とする様々な被害の問題等、多くの法律問題が指摘されているところです。

熊本県内にも被災地から避難されている方々がおり、去る5月20日には熊本県弁護士会においても震災関連の無料法律相談会を実施し、多くの相談が寄せられました。

震災を巡る法律問題は多岐にわたりますが、中には自分が直接被災しなかったとしても発生してしまうものもあります。

例えば、親族が被災し不幸にして死亡してしまったことによる相続問題や、取引先が被災したことによる売掛金の回収不能などの問題が想定されます。現に、九州において震災関連の企業倒産等の影響が出ているところもあるようです。

先に述べた二重ローン問題や原発問題など、報道等で頻繁に取り上げられるものは、今回のような大災害特有の問題であると考えられますが、相続や売掛金回収の問題は、日ごろから我々弁護士が扱うものです。

このように、震災下における法律問題といっても、実は震災発生時ではなくとも生じ得る問題の

延長線上のものであることも多いのではないかと思います。

もっとも、災害発生時特有の事情により、既存の法律の枠組みでは十分な対応ができないという場合もあることも事実であり、被災者の救済のために必要な立法措置を求める等の政策提言をすることも、我々弁護士の役割であると言えるかもしれません。

震災時においては通常時よりも法律相談の「カウンセリング機能」がより強調され、我々弁護士の役割は、法的紛争の解決に向けたアドバイスに限られないように思われます。

「これは弁護士に相談すべき法律問題なのだろうか…」と悩む前に、まずは弁護士にご相談下さい。



弁護士費用について

広報委員会委員 弁護士 河口 大輔

弁護士に支払う費用(弁護士費用)については、広告等の影響で以前より知られてきたと思いますが、いまでも「よく分からない」「高い」というイメージがあるかも知れません。弁護士費用は、大きく①着手金②実費③成功報酬に分かれます。①着手金とは、業務に着手する際に頂く費用です。②実費とは、交通費・通信費等です。③成功報酬とは、依頼の終了後に、得られた成果に応じて頂く報酬です。これらの金額の算定基準は各事務所が備え付けています。また、弁護士会も市民向け冊子を作成しています。実際に弁護士に仕事を依頼される際には、費用の内訳や金額、支払方法について、ご納得されるまでよく説明を受けられることをお勧めします。



武富士の倒産問題



弁護士 青山 定聖

消費者金融大手の武富士は、昨年10月31日、東京地方裁判所から会社更生手続の開始決定を受け倒産しました。

しかし一方で、本年2月、最高裁判所は「武富士元専務で武井家長男の俊樹氏に約1600億円もの税金を還付すべき」と判決しました。既に利息も含めると2000億円にも上る税金が長男俊樹氏に還付されたと見られています。また、武富士創業者の故武井保雄氏の妻博子氏はいまだに日本の大富豪として名を連ねています。このように武井家に膨大な資産を残しながら、「命の過払金」は踏みこたれるという不正義がいま進行しています。

武富士の取立を恐れひたすら返済を続けるべく、食費も子どもの教育費も削り、税金も後回しにし、健康保険料も払えず、病気になっても治療もできず、心理的に追い詰められて精神を病んだり自殺したりといった悲劇が積み重ねられてきました。ですから、そうした悲劇の果てに累積された過払金はまさに「命の過払金」なのです。そして、利息制限法の制限金利を超過する支払義務のない高金利を脅して騙して武富士が取り立て、その結果、武井家は財をなしてきたのです。

ところが、武富士の会社更生手続では、200万人の総額2兆円にも上るといわれる過払金が、数%の配当で切り捨てられそうになっています。

そもそも、武富士の経営実態は、「高金利」「過剰融資」「過酷な取立」という「サラ金三悪」の極みでした。数々の社会問題を引き起こしつつ、

多重債務被害を拡散させてきました。また、武富士は、一部上場企業となるや、派手なコマーシャルでマスコミを牛耳り、他方、武富士に批判的な報道がなされるや、高額の名誉毀損訴訟を提起して、批判を封じ込めようとしてきました。

ところで、武富士の会社更生手続を主導するのは、一方で武富士から更生申立の代理人を請け負いながら、他方で裁判所から管財人に選任された、小畑弁護士です。武富士の企業再建を請け負った弁護士がその委任者である武富士の財産処分権限を掌握するという異常事態が生じてます。これでは、管財人に対して、武富士の意に反してまで公正な手続きを迫行したり、また、違法経営を推進してきた取締役や創業家の責任を徹底して追及することも期待できません。

そこで、私たちは、武富士の責任を徹底追及するため、会社更生手続とは別に、熊本県弁護士会の有志が集い、全国の仲間と手を携えて、武富士の取締役と武井家の責任を追及する損害賠償請求の裁判を熊本地裁に提起しました。全国で1万人規模の訴訟を目指しています。熊本の第一陣は69名で6月30日に、第二陣は101名で8月31日に提訴しました。第三陣も予定しています。

まだ原告希望者を募っています。連絡先は、
電話番号：096-351-8585

コスモス法律事務所 弁護士 矢澤利典です。
是非私たちとともに、「武富士の不正義」を糾しましょう。

「法教育」について

法教育委員会委員長 弁護士 北野 誠

法教育とは、「法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度及びこれらの基礎にある価値について理解し、法的な考え方を身につけるための教育」のことをいいます。

法教育委員会では、このような法教育を推進するために、例年、夏休みの期間を利用して小学生・中学生を対象とした法教育なるほどセミナーを開催しております。この法教育なるほどセミナーでは、弁護士が自ら授業案や教材を作成し、実際に授業を行っています。また、授業の内容も寸劇好きの弁護士達が様々なキャラクターに扮して寸劇を行うなどして生徒の理解を深める工夫を凝らしております。

なお、法教育委員会では、法教育なるほどセミナーの他にも、実際に学校に赴き出張授業等も開催しておりますので、お気軽にお尋ねください。





弁護士会の紛争解決センターをご利用下さい

紛争解決センター
弁護士 坂本 秀徳



**紛争解決センターは
弁護士会の調停です。**

是非ご利用下さい。

①紛争解決センターとは

熊本県弁護士会紛争解決センターは、当会会員の弁護士があっせん人となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いにより紛争の解決を目指すもので、「**弁護士会の調停**」です。

相手方が和解あっせんの手続に応諾して手続きが開始した場合の和解あっせんの**解決率は約80%**となっています。

原則として3回以内での和解の成立を目指します。

申立ては書式があり簡単で、本人でも作成できます。申立費用も定額の**10,500円**です。申立ては申立人本人の申立でも、弁護士代理人の申立でも、どちらでも結構です。

(2) 弁護士が申立代理人である場合を除いて、当会の会員である弁護士の相談を受けたいうえでその**紹介状**の添付が必要です。

③当事者間で紛争が発生しているけれども、話し合いによる解決の余地があると考えられるものにつきましては、裁判所の調停以上に、どしどし当センターをご利用下さい。

ご利用をお考えの際は、事務局の永田(TEL: **096-325-0913**)までお問い合わせ下さい。

②申立方法等について

(1) 申立ては、**事件の種類は問いません**。契約関係、不動産、損害賠償、離婚、相続等々基本的にはどのような紛争でも受理をします。

遺言について

弁護士 河口 大輔

遺言とは、予め生前に遺産の分け方を文書で指定しておくことです。遺言書を作成することで、相続人間の争いを避けることができます。遺言書は自由に作成できるのではなく、法律で形式が決められており、これに反すると無効になるので注意しなければなりません。遺言書の作成方式のうち、主なものとして、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。自筆証書遺言とは、自筆で作成する遺言で、証人も不要で簡単に作れますが、形式を満たさず無効になる恐れや、改ざん等の恐れもあります。公正証書遺言とは、公証人という法律の専門家が作成する厳格な方式の遺言書のことであり、偽造の疑いや紛失などが起こりにくい方法なので安心です。



法律相談センターを利用しよう!

弁護士 森高 啓喜

1 はじめに

多重債務、離婚、相続、交通事故、刑事上の問題等、この社会には様々な法律問題が溢れています。

市民の方も、突然、そのような法律問題に直面する時が来るかもしれません。

その時は弁護士にぜひご相談ください。弁護士がより良い解決方法を提案してくれるでしょう。

しかし、「困った時に弁護士に相談はしてみたいけど、知り合いに弁護士などいないよ。どこに行けば弁護士に相談できるの?」と思っている方もきっといるでしょう。その時は「法律相談センター」にお越しください。

2 法律相談センターってなに?

法律相談センターとは、市民の方の様々な法律問題に対応するために、熊本県弁護士会が運営している法律相談所です。法律相談センターにおいては、相談担当者の弁護士が直接ご相談に乗ります。

3 法律相談センターはどこにあるの?

熊本県内の全ての市民の方が気軽に利用できるようにと、熊本県内には、熊本法律相談センター、天草法律相談センター、県南・八代法律相談センター、阿蘇法律相談センター、人吉・球磨法律相談センター、荒尾・玉名法律相談センター、山鹿・菊池法律相談センターという7つの法律相談センターが設けられています。それぞれの法律相談センターの所在地については、法律相談センターにお尋ねください。

4 法律相談センターの連絡先は?

法律相談センターの電話番号は096-325-0009 (受付時間/毎週月曜~金曜 午前9時~5時)です。

なお、全ての法律相談センターについて、電話番号は共通です。

5 いつ行けば相談できるの?

熊本県内にある7つの法律相談センターは、相談できる日時がそれぞれ異なります。そのため、その詳細については、法律相談センターにお尋ねください。

6 どんな相談でも乗ってくれるの?

法律相談センターでは、法律問題であれば、どんな相談にも応じます。

また、法律相談センターでは、専門相談制度を設け、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、涉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関わる事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

7 相談料はいくらかかるの?

相談料は、1回30分、5250円(消費税込み。)がかかります。しかし、多重債務相談や日弁連交通事故相談は、相談料が無料となっています。また、一定の要件を満たす方については、法テラス(民事法律扶助)を利用することで、相談料を無料にすることができます。

「私の場合には相談料が無料になるのかな?」と思ったら、ぜひ法律相談センターにお尋ねください。

8 最後に

法律問題に直面した方、お気軽に法律相談センターへお越しください。弁護士が親身になって、皆様方のご相談に乗ります。

中小企業支援について

中小企業法律支援センター委員会 副委員長
弁護士 高木 紀子

熊本県弁護士会は、中小企業の方々にとって、より身近で頼りがいのある存在になりたいと考え、今年度、中小企業法律支援センター委員会を立ち上げました。現在、各商工会議所における無料法律相談や、中小企業団体への講師派遣を企画している外、税理士や中小企業診断士といった専門士業や中小企業団体、金融機関との連携も進めています。

弁護士というと、敷居が高い、どこで相談すればよいかわからない、ちょっと相談しただけでもお金がかかるといったイメージをお持ちの方も多いかと思いますが、「中小企業の身近なサポーター」を目標に、経営上の様々な問題の解決や、リスク管理のためのアドバイスを積極的に行っていきますので、お気軽にご相談下さい。

memo

一口メモ



暴力団排除条例を巡る 熊本県の現状について

民事介入暴力対策委員会委員長
弁護士 原田 信輔

1 はじめに

暴力団排除条例(暴排条例)は、暴力団の影響力を排除することを目的に、警察庁が各地の警察本部に働きかけるなどして制定が検討され、平成22年4月に施行された福岡県暴排条例を皮切りに全国的に広がり、本年10月1日の東京都及び沖縄県の暴排条例施行により、全都道府県で施行されることになりました。

熊本県でも、数年前から暴排条例の制定が模索され、独自性や法的整合性等を調整・検討の上、平成23年2月に議会承認を経て、同年4月1日から施行され、各市町村でも制定の動きが広がっているところです。

2 熊本県暴排条例の概要

熊本県暴排条例には、暴力団を弱体化させるための措置及び暴力団の悪影響から県民等を守るための措置についての規定があります。以下、主なものを紹介します。

①公共工事における措置

県発注の公共工事から暴力団や暴力団密接関係者を排除するため、元請業者、一定範囲の下請業者や資材等納入業者は、自己が暴力団や暴力団密接関係者でないという誓約書を提出しなければなりません。

また、契約の相手方が暴力団や暴力団密接関係者と知りながら契約を締結した場合、県工事の入札に参加できなくなります。

②不動産取引を巡る措置

不動産の譲渡等をする者や代理又は媒介する者が、暴力団事務所に利用されることを知って、譲渡等の契約を行うことが禁止されています。

また、契約時に相手方に不動産の利用目的を確認し、暴力団事務所に使用されたことが判明した場合には、催告なしで契約解除できる旨を契約に定める努力義務を課しています。

③暴力団員への利益供与の禁止

暴力団員等に対する利益の供与等を禁止し、これに違反した場合には、調査・勧告・違反の事実の公表できることとされています。

④暴力団事務所の開設及び運営の禁止

学校等を保護対象地域と定め、その周囲200メートル以内に暴力団事務所を開設したり、運営することを禁止し、違反者には懲役又は罰金が科されるものとされています。

⑤暴力団排除特別強化地域対策、標章による営業所への立入規制

熊本市中心繁華街(下通地域及び新市街地域等)を暴力団排除特別強化地域に指定し、この地域の特定接客業者に、暴力団員を用心棒にしたり、用心棒料やみかじめ料等を供与することなどを禁止し、違反した場合には、懲役又は罰金が科され、また同地域の特定接客業者の店舗に「暴力団員立入禁止」の標章を掲示する制度を設け、標章のある店舗に暴力団員が立ち入った場合には、立入中止命令などが出され、違反すれば罰金刑が科されることになっています。

3 熊本県暴排条例施行後の現状

条例施行後まだ日も浅く、その効果が発揮されるのはこれからですが、暴力団排除特別強化地域の多数の店舗が「暴力団員立入禁止」の標章を掲げており、また建設業団体による暴力団に対するパーティー券購入拒否の通告など、暴力団排除の具体的根拠法規が制定・施行されたことによる効果は大きく、今後着実に効果が発揮されていくものと思われます。

なお、暴排条例が全国的に制定・施行されたことから、平成24年11月2日に予定されている日弁連の第77回民事介入暴力対策熊本大会は、「暴力団排除条例の実績と展望」というテーマで実施されることになっています。

離婚について

弁護士 山下雅裕美

離婚手続には、①夫婦が協議で離婚する協議離婚、②協議がまとまらない場合に家庭裁判所の調停によって離婚する調停離婚、③調停が不成立になった場合に家庭裁判所の判決によって離婚する裁判離婚があります。

離婚する際には、夫婦に未成年の子がいる場合は親権者をどちらにするか定めなければなりませんし、子を引き取った側は相手方に養育費を請求できます。夫婦が共同で築いた財産がある場合には財産分与の請求ができますし、厚生年金・共済年金については年金分割の請求ができます。離婚原因によっては慰謝料の請求ができる場合もあります。

このように、離婚するにあたり検討しなければならない事項はいくつかありますが、離婚に至る事情は様々ですので、検討する内容、選択する方法はそれぞれ違います。一人で悩まず、一度弁護士にご相談下さい。





上天草市長 川端 祐樹

近年、我が国は、政治・経済・社会等あらゆる面で変革の時代であり、地方自治体におきましても、更なる効率的な財政運営が求められている中で、地域主権改革の推進など地方行政を取り巻く

環境も同様に目まぐるしく変化しているところです。

そのような社会経済情勢等を背景として、市民生活や行政執行において、行政だけで解決することが困難な事件や紛争解決のための法律問題が従来にも増して生じております。

熊本県弁護士会の皆様方には、誰もが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりに引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会の益々のご発展と、会員各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。



国立大学法人
熊本大学長 谷口 功

東日本大震災は、私達に現代社会が有する多くの課題を明らかにしました。特に、福島第一原子力発電所の事故に関連して、九州地域においても電力不足という身近な課題に直面しました。

エネルギー問題が中長期的に考えるべき重要な課題としてクローズアップされる中で、我が国のエネルギー消費量の30%程度を占める日常生活に関するエネルギーの省力化もこれまで以上に期待されます。我が国が世界に冠たる環境先進国としてこれからもトップランナーたることは、新しい環境関連産業の育成・振興にも繋がる重要な指針であり、その担い手(人材)の育成は大学の使命と考えています。

ちよつと一息



KAB熊本朝日放送
アナウンサー 船津 真弓

「テレビに出ないときは何しているの?」よく、そんな質問を受けます。華やかなイメージをもたれることが多いのですが、大半は取材活動。新人の頃は、事件事故や裁判、最近是新幹線、

熊本市の政令市移行を中心に取材し、原稿を書く毎日です。マスコミ業界を志望する前、中学生の頃は、弁護士になりたいと思っていました。ドラマ「七人の女弁護士」の影響ですが、今思えば、表の部分をみてあこがれていたのでしょうか。世の中、そんなことが多いのかもしれませんが。ニュースでも、伝えるべき本質は何かを見つめていきたいと思います。



現代美術館館長 桜井 武

このところ創造都市という言葉をよく耳にするが、熊本でもこれをテーマとしたシンポジウムやセミナーが開かれている。それは地域が芸術文化を積極的に取り込むことによって、経済的に

も活性化していくことを目指す時代の流れといえる。熊本には長く深い歴史があり、人材も豊富であるので、創造都市としてさらに発展する可能性は大いにある。意欲的な文化事業が展開して行けば、今まで考えられなかった新しい事態も生じるであろう。そんな時、弁護士会の支援は、将来を展望した地域の振興に大きな支えとなるに違いない。

